平成２５年（フ）第２０３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根354番地
債務者　佐藤　克美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根354番地
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
埼玉県秩父市上影森98番地２
債務者　大野香代子（旧姓中畝）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
新潟県小千谷市日吉２丁目７番２号　南原団地住宅102号
債務者　星　　明美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
岡山県倉敷市粒浦18番地１
債務者　田中　雅美
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
岡山県倉敷市安江160番地１　フレーバーランド萠203号
債務者　藤嶋　良一
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８６号
岡山県倉敷市堀南708番地１　三菱自工大高アパートＤ―208
債務者　日下部良子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
札幌市白石区栄通７丁目８番18―407号
債務者　藤柳　　慧
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４５号
北海道江別市大麻宮町４番地　公団住宅１号棟503号
債務者　山田りのる（旧姓有角）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５５号
札幌市東区北49条東６丁目２番25号　２階
債務者　石山　一士
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１７号
札幌市白石区南郷通６丁目南６番25号　柳田アパート102号
債務者　佐藤多恵子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５１号
札幌市中央区宮の森３条６丁目７番10号　プログレスコート壱番館203号
債務者　高橋さつき（旧姓黄木）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
青森県十和田市大字赤沼字下平392番地５
債務者　小原　一平
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第９９号
群馬県安中市松井田町松井田499番地１
債務者　高橋美奈子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１３３号
相模原市中央区星が丘２丁目７番25号　シャルム星が丘301
債務者　近藤　大助
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３４号
相模原市中央区星が丘２丁目７番25号　シャルム星が丘301
債務者　近藤　　忍（旧姓山本・大嶋）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３５０号
堺市北区百舌鳥梅町１―268―１　百舌鳥文化住宅１ＦＢ号、住民票上の住所堺市北区百舌鳥梅町２丁439番地　尾羽根ハイツ101号
債務者　釜﨑　志保
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係